

国連安全保障理事会常任理事国の義務に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年十月二十五日

既
正
敏

参議院議長 原 文兵衛殿

国連安全保障理事会常任理事国の義務に関する質問主意書

最近、日本の国連安全保障理事会常任理事国（以下「常任理事国」という。）入りの問題をめぐって、常任理事国になれば軍事的な義務を負うなどの議論が巷間ではかまびすしいが、はたしてそうした議論が正しいものか政府の見解を明らかにするために以下質問する。

- 一 政府は、常任理事国には制度上又は慣例上何らかの義務が存在すると考えているのか。
- 二 何らかの義務が存在する場合、たとえそれが軍事的な義務であっても、我が国は、常任理事国入りすれば、その義務を履行するつもりなのか。

右質問する。